

論 説

明治中期の一日本人留学生のアメリカ史像

松 永 健 二

I. はじめに

言うまでもないことであるが、その認識対象が社会であれ個人であれ、自分とは異なるものとしての他者認識は、同時にまた自己認識でもある。別の言い方をすれば、自分とは異なるものとしての他者認識は、自己と他者との関係の認識でもある。したがって、日本人が自分とは異なる文化をもつものとしてのアメリカをどのように認識・理解してきたかをたどることは、アメリカとは異なるものとしての日本をそれぞれの時点でどのように自己認識していたかをたどることでもあり、それぞれの時点での日本とアメリカとの関係のあり方をたどることでもある、と言えるだろう。

亀井俊介は、日本人のアメリカ観について次のように言う。「日米関係のこういう直接さと大きな振幅をもつ展開とは、当然、日本人のアメリカ観に密接な関係をもってきた。アメリカを訪れた日本人は、みな旺盛な好奇心をもってその文化を観察し、考察した。アメリカを見たことのない人でも、好んでその文化を論じてきた」が「ところで、いまその種の文章を読み返してみると、ごく大ざっぱにいって、二つのカテゴリーに分けることができるような気がする。一つは、『さすがにアメリカ』といった感嘆賛同をこめたものであり、もう一つは、『これでもアメリカか』といった不満失望をあらわしたものである」¹⁾、と。

そして、「さすがにアメリカ」論の例として福沢諭吉をあげ、「これでもアメリカか」論の例として内村鑑三をあげたうえで、これらはいづれも「理念によっ

てアメリカを見、理念によって日本と対比する態度」であり、「ほとんどすべてのアメリカ論に多かれ少なかれ見られるところだ」²⁾という。この理念先行型のアメリカ理解に「大きく影響されながらも、より柔軟に、生きた形でアメリカをとらえる試みもなされてはいた」³⁾という。それを亀井は「ライフとしてのアメリカ」という。その例として、片山潜のアメリカ理解を示す。

しかし、「総合的なアメリカ理解を示す本はなかなか出なかった」なかで、「本格的なアメリカ研究を唱道し、また学問的なその礎を築いたのは、『太平洋の橋たらん』ことに生涯を捧げた新渡戸稻造であった」⁴⁾とする。

ともあれ、これらのアメリカ理解は、彼らがアメリカへ渡って見聞し生活体験を深めるなかで形成されたものであるが、新渡戸、内村、片山の3人が渡米したのは奇しくも同じ明治17（1884）年のことであった。

新渡戸、内村、片山に先立つこと2年、明治15（1882）年に渡米した者の中に佐藤昌介がいた。周知のとおり、新渡戸も内村も札幌農学校の第2期卒業生であるが、佐藤は第1期卒業生であった。佐藤昌介は渡米後しばらくして1883年にジョンズ・ホプキンズ大学大学院に入學し、1886年、History of the Land Question in the United Statesと題する論文で博士号Ph.D.を取得した。その後ドイツに留学し、帰国後日本人としてはじめての札幌農学校教授に就任するのである。周知のとおり、佐藤はその後札幌農学校校長、東北帝国大学札幌農科大学初代学長、北海道帝国大学初代総長を歴任した。

私の佐藤昌介のこの論文タイトルとの最初の出会いは、いまではもう定かではない。かすかな記憶をたどれば、アメリカ経済史、なかでも公有地政策史に研究の対象を求めるようになった頃に読んだ論文の中での註記か、あるいは著

1) 亀井俊介「百聞のアメリカ 一見のアメリカ」（亀井俊介編『日本人のアメリカ論』、アメリカ古典文庫23、研究社、1977年、所収）、9ページ。

2) 同上、21ページ。例えば、福沢諭吉『西洋事情』（初篇、慶応2年）『世界国盡』（明治2年）、内村鑑三『余は如何にして基督信徒となりし乎』（英語原著、明治28年）。

3) 亀井、前掲論文、23ページ。片山潜『渡米案内』（明治34年）『自伝』（『改造』大正9～10年）。

4) 亀井、前掲論文、28ページ。例えば、新渡戸稻造「米国研究の急務」（『実業之日本』大正8年4月）。

作の末尾の参考文献一覧の中に、Sato, S., “History of the Land Question in the United States”, *Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science*, 1886 とあったように思う。それはアメリカ公有地政策史研究の古典的著作であるヒバード Hibbard, B. H. の *A History of the Public Land Policies*, 1924 であったかもしれない。確かなことは、この Sato なる人物について、それが佐藤昌介であることはもちろん日本人であることにさえその時にはまったく気が及ばなかったし、アメリカ人自身の手になるアメリカ史研究のなかで一定の評価を受ける研究を、1886（明治19）年という時期に日本人留学生が学位論文という形でアメリカの大学の研究叢書として発表するということがありうるとはまったく考へていなかったということである。そこには、明治中期の日米交流の密接なりようや日本人留学生のアメリカ認識の水準の高さに対する私自身の過小評価が反映していたといえよう。

明治9（1876）年第1期生として札幌農学校に入学後、クラークをはじめとするアメリカ人教授との接触のなかで、また1882年から4年間におよぶアメリカでの留学生活のなかで佐藤昌介が獲得し描いたアメリカ史像について、彼がジョンズ・ホプキンズ大学に提出した学位論文 *History of the Land Question in the United States*⁵⁾ を素材にしてそれにあらわされた限りにおいて検討すること、これが本稿の課題である。

II. 明治期の留学生の動向

明治期の日本の海外留学について、幕末から明治初半期にかけての日本の海外留学史についての石附実の研究に依拠して、あらかじめ概観しておこう。

次に掲げる表は、明治初期および中期の留学生の国別派遣人数について、それぞれ示したものである。一方は私費官費を問わず派遣留学生全体のものであり、もう一方は官費、なかでも文部省派遣留学生のみの数値であって、単純に

5) Sato, Shosuke, “History of the Land Question in the United States”, *Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science*, Fourth Series, vii,viii, ix, July, August, September, 1886.

第1表 明治元年～7年の
国別留学生数

国	留学生数	比率%
アメリカ	209	38.0
イギリス	168	30.5
ドイツ	82	14.9
フランス	60	10.9
ロシア	9	1.6
その他	22	4.0
計	550	100.0

出典)石附実『近代日本の海外留学史』、ミネルヴァ書房、昭和47年、154ページより作成。

第2 明治25～30年の
文部省派遣留学生

国	留学生数	比率%
ドイツ	56	81.2
フランス	18	26.1
イギリス	15	21.8
アメリカ	8	11.6
その他	7	10.1
計	69	100.0

出典)石附、前掲書、205ページより作成。
註)同一人が各国にまたがる場合が多く、各國の人数は延べ人数であり、その合計は、実人数である69人と一致しない。

比較するわけにはいかないが、留学生の大まかな動向をつかむことはできよう。

明治元年から明治7年の間に、海外留学に出発した者の数は合計550名にのぼったが、そのうちアメリカへ留学した者がもっとも多く、全体の約4割、イギリスが3割、次いでドイツ、フランスがそれぞれ1割強であった。

明治初期の留学生が多数アメリカに渡った理由について、石附は「日本にとって、アメリカが地理的にもっとも近い西洋の国である」ということのほかに、幕末からの親密な日米関係の反映、アメリカのキリスト教各派のアジア進出策による派遣宣教師の影響、西洋文化の導入による近代化におけるアメリカの位置の3点を指摘する。明治初期には西洋文化の導入にあたって、日本は新興国であるから先進西ヨーロッパや後進国ロシアよりは、同じく新興国アメリカこそふさわしいと考えられたからであった⁶⁾。

それに対して、明治25年から30年にかけて文部省が海外に派遣した留学生は69名であったが、その8割以上の56名がドイツに留学している。この文部省派遣留学生の多くは複数国に留学しており、56名のすべてが主たる留学先がドイツであったわけではないにしろ、ドイツの比重の隔絶した高さを示している。

明治初期から中期にかけて、留学先がアメリカからドイツへ大きくシフトし、

6) 石附実『近代日本の海外留学史』ミネルヴァ書房、昭和47年、156ページ。

この間にある種の「転換」がおこったことを示している。ドイツ留学の増加は「10年代半ば以降、とくに教育の分野におけるドイツ化の傾向の反映であり、その風潮を象徴的に示すものであるとともに、逆にそうしたドイツ化への傾斜にますます拍車をかける原因ともなった」⁷⁾し、教育界におけるドイツ主義の採用は、「民権論、自由党系が依拠したフランス、改進党系のイギリスへの傾斜に対抗し、絶対主義的な傾向の強いドイツ・プロシアの国権主義とその体制に学ぶことによって、自らの国家主義的体制を補強しようとする政府の意図によるもの」⁸⁾であった。

留学生、なかでも官費留学生がドイツへ大きく比重を移していくなかで、アメリカ留学はその比重を低下させていくとともにその性格を変えていく。片山潜をはじめ安部磯雄、幸徳秋水など明治の社会主義者や馬場辰猪⁹⁾など自由民権運動の指導者たちなど、いわば「反体制」の志向をもったものたちが「自由の国アメリカ」をもとめて渡米した。「官費による学術研究者、富貴者とその子弟が多いヨーロッパ留学」とりわけドイツ留学に対して、「私費生あるいは貧書生のアメリカ行き」¹⁰⁾があったのである。

いわゆる「転換期」になされた佐藤や新渡戸のアメリカ留学も最初は私費渡

7) 石附、前掲書、244ページ。

8) 同上、246ページ。

9) 馬場辰猪がいわば亡命のような形でアメリカに渡ったのは、佐藤が学位を取得しアメリカでの留学生活を終えドイツへ出発した年の明治19（1886）年のことであった。なお、馬場は明治3年土佐藩留学生のひとりとして、ロンドンに留学しているが、それをめぐる諸事情については、永国淳哉『土佐藩留学生異聞』土佐出版社、1989年、に詳しい。「脱亜の志士」として「自由の国アメリカ」に渡った「民権家書生」が、「新移民」排斥の一環としての「中国人排斥運動」などの人種偏見・排斥に直面して、その在米体験をふまえて、「白皙人」に強い敵愾心をもつようになり、「脱亜の志士」から「大和民族」へと変貌していく過程については、次の文献参照のこと。阪田安雄「脱亜の志士と閉ざされた白皙人の楽園——民権派書生と米国に於ける黄色人種排斥——」（田村紀雄・白水繁彦編『米国初期の日本語新聞』勁草書房、1986年、所収）。

10) 石附、前掲書、243ページ。石附は、杉亮二の所論に従ってこの頃の洋行には二つのタイプがあったという。

航であった。後に述べるように佐藤の場合には、札幌農学校卒業後、開拓使御用掛に任せられ札幌農学校附属農場で農業実習を担当していたが、渡米研究の希望を黒田清隆北海道開拓使長官に申し出たが許可されず、「辞表を捧げて孤影漂然米国に渡航した」¹¹⁾のであった。渡米後の約1年間ニューヨークの近くのホートン農場で無給で酪農技術を実地に学んだ後、ジョンズ・ホプキンズ大学に入学したのだが、その時にはじめて一定の官費を得ている。学位取得後、ドイツ留学を命ぜられた上で帰国、札幌農学校初の日本人教授に任せられた。

新渡戸も、札幌農学校卒業後、開拓使御用掛に任せられたが、それを辞し東京帝国大学へ入学した。「講義はぼくの予想していたほど高級なものではな」かったし、「本は沢山あるが、よい先生にとほしい」¹²⁾東京帝国大学での学生生活に失望してアメリカ留学を考えるのだが、新渡戸もまた私費渡航であった¹³⁾。新渡戸は、アメリカ到着後ペンシルベニア州のアレゲニー大学に入学したのだが、わずか2週間でその地を去り、佐藤の勧めで、ジョンズ・ホプキンズ大学大学院に入学し、佐藤と同室で学生生活をおくった。1887年、その前年に一足早く帰国していた佐藤から、新渡戸を札幌農学校助教に任じた上で、3年間のドイツ留学を命ずる知らせを受けとった。新渡戸の最初の滞米は、1884（明治17）年9月からドイツに転ずる1887（明治20）年5月までの約2年半であった。

佐藤も新渡戸も、最初のアメリカ留学に際しては私費留学を余儀なくされ、

11) 佐藤昌介、講演「青少年諸君に告ぐ」札幌放送局（昭和14年5月8日）より：中島九郎『佐藤昌介』川崎書店新社、昭和31年、237ページ。まさに貧書生であったが故に、太平洋航路では3等船客であり、アメリカ西海岸に着いてからは移民列車に乗ったという。

12) 1884（明治17）年4月20日付けの宮部金吾宛の手紙より：蝦名賢三『新渡戸稻造——日本の近代化と太平洋問題——』新評論、1986年、40ページ。

13) 新渡戸の「養父の太田時敏は、稻造が必ず大志を抱いて海外に雄飛する時がくるであろうことを予想し、家禄を奉還して受けた秩禄公債証書を生活費に使用しないで虎の子のようにしまっておいたものをとり出し、稻造の旅費ならびに学費に充てさせた」という。また、稻造は「長兄七郎を訪ね、アメリカ留学の意向を告げるとともに留学の費用の一部として2,300円の借用方を願った。理解ある長兄はもちろん稻造の決意に賛成し、これを貸し与えた」（蝦名、前掲書、42ページ）。

一定の実績を積んだ後官費を得てからはドイツ留学を経ているのであるが、このことは札幌農学校の開校当初からアメリカの強い影響力を受けた当時としてはきわめて特殊なカリキュラム¹⁴⁾の中で教育された佐藤や新渡戸であっても、当時の留学生をめぐる「転換」と無縁ではなかったということを示している。

III. 佐藤昌介のアメリカ留学

佐藤のアメリカ留学の遠因を探れば、クラーク Clark, William Smithとの出会いまでさかのぼることになる。最初の出会いは、クラークが来日直後札幌農学校第1期生の募集のために東京英語学校を訪れた、明治9（1876）年7月のことであった。

佐藤と同じく東京英語学校から札幌農学校に入学した第1期生である大島正健は後にそのことを回想して、「東京英語学校を卒業した者は、無条件で東京帝国大学の前身であった開成学校に進学することを約束されていたにもかかわらず、この生徒募集を耳にした血の気の多い生徒達の中には、屍を北辺にさらすという意氣を以て、この募集に応じようとする者が陸續と現れて來たが、私もその中の一人であった」¹⁵⁾と述べているが、それとともに、札幌農学校生は官費生として15円を支給されることになっており、この「物質的条件もなかなかによかったということ」も、学生たちを「北海道に引きつけた一因では確かにあった」¹⁶⁾という判断は妥当であろう。

ともあれ、「父の居る第1級生のドアが突然に開いて容貌魁偉な立派な米国紳士が2人の青年紳士を従えて入って來た。このドアの開いた瞬間に父の運命

14) 開校当初の札幌農学校の教育理念や目標、カリキュラムについては、外山敏雄『札幌農学校と英語教育』思文閣出版、1992年、参照。「専門教育にのみ集中し、西欧の科学・技術の修得に明け暮れる」工部大学校や駒場農学校に対して、札幌農学校の教育は、マサチューセッツ農科大学をモデルにすることによって「19世紀アメリカのリベラル・アーツ・カレッジの影を色濃く映すこと」になった（140ページ）。

15) 大島正健『クラーク先生とその弟子』（大島正満補訂第3版）、宝文館、昭和33年（初版は昭和12年に刊行）、82ページ。

16) 中島、前掲書、28ページ。

もまた開けたのであった」¹⁷⁾と佐藤の息子昌彦は後に述べているが、まさにそうだったのであろう。いうまでもなく、この「容貌魁偉な立派な米国紳士」がクラークであり、「2人の青年紳士」がペンハローとホイラーであった。

札幌農学校の第1期生は、卒業後すべて開拓使御用掛を命ぜられたが、明治13（1880）年7月きわめて優秀な成績で卒業した佐藤は、「米人教師ブルックスの下で札幌農学校附属農場の事業を受け持ち本科1年級のために農業実習を担当した」¹⁸⁾のであった。第2期生は早くも規制が緩み、北海道に残らない者もかなりいたようである。

その後、先にも述べたように佐藤は黒田長官にアメリカ留学の希望を表明し許可を申し出るのだが、そのアメリカ留学の動機については必ずしも明かではない。

ともあれ、アメリカ留学の希望を却下された佐藤は、開拓使を辞職し妻子を置いて単身でアメリカに発った。明治15（1882）年の夏のことであった。

アメリカ到着後、明治の初年開拓使に迎えられ、北海道の畜産改良に功績があった「ダンの力添えとアメリカ農務省の紹介」¹⁹⁾によって、佐藤は先にも述べたようにニューヨーク近くのホートン農場に落ちつき、そこで無給で各種の農業実習に従事した。ホートン農場は当時アメリカ屈指の大農場であって、佐藤はそこでその最も進んだ農業経営技術を身につけたといわれている。札幌農学校の教師であり、佐藤も教えを受けたペンハローが「この農場の研究主任であった」²⁰⁾ことは好運であった。

このホートン農場時代、佐藤は同郷南部藩出身の親友で後の首相原敬が主宰する『大東日報』に「アメリカ通信」を送り、その原稿料で生活の足しにしていた。

約1年ほどのホートン農場での生活の後、1883（明治16）年佐藤はジョンズ・

17) 中島、前掲書、29ページ。

18) 同上、45ページ。「農園内の排水土管埋設の目的で測量に従事」した同期卒業の黒岩四方之進（札幌農学校第1期生のいわゆる「土佐ボーイズ」のひとりで黒岩涙香の実兄）とともに、佐藤は札幌農学校卒業生で母校に職を得た最初であった。

19) 同上、49ページ。

20) 同上、49ページ。

ホプキンズ大学に入学した。佐藤が学んだこのジョンズ・ホプキンズ大学は、1876（明治9）年設立の新しい大学ではあったが、アメリカで最初の眞の大学院大学で、優秀な教授陣を集めて名声はきわめて高く、1880年代の10年間は文字どおりその黄金時代にあたっていたという²¹⁾。さらに、アメリカの「当時の学問のメッカ」であったともいわれていた²²⁾。

入学後しばらくしてからはじめて佐藤に官費が支給された。中島によれば、官費として「銀貨600円の支給」²³⁾があったという。

彼がジョンズ・ホプキンズ大学に提出した学位論文 *History of the Land Question in the United States* の冒頭に記載されている佐藤の身分は、Ph. D.とともに、Special Commissioner of the Colonial Department of Japan and Fellowship by Courtesy, 1884-86, Johns Hopkins University であった。すなわち、「農商務省北海道開拓使御用掛」であり、「ジョンズ・ホプキンズ大学特別研究員」であった。

このジョンズ・ホプキンズ大学時代にも、学費の不足を補い、日本に残した妻子の生活費を貯うために、佐藤は、『明治日報』をはじめいくつかの新聞に評論などを送り原稿料を得ていた。

1882年から1886年までの約4年間、佐藤はアメリカで生活し、研究に従事するのであるが、その中で獲得した佐藤のアメリカ理解がいかなるものであったか、学位論文に現れた限りでのそれについて検討することとする。

IV. 佐藤論文の構成と資料

この学位論文は、総ページ200ページ弱のものであるが、その序文の冒頭でこの研究の課題・目的について、次のように述べている。「この仕事は、アメリカ合衆国の農業土地問題および経済事情について調査するように」という日本政府の特命にしたがってなされたものである。私の仕事の一部を公刊するにあ

21) 賦名、前掲書、43ページ。

22) 渡辺真治『フロンティア学説の総合的研究』近藤出版社、1980年、28ページ。

23) 中島、前掲書、56ページ。

たって、ジョンズ・ホプキンズ大学のH. B. アダムズ博士に特別の謝意を表したい。氏の変わらぬ激励と懇切丁寧な指導によってはじめてこの論文の完成をみたといつても過言ではないからである」²⁴⁾、と。その時の農商務省の命令は「帰朝後は札幌農学校教授となる見込みで、満二ヵ年間農学及び北海道開拓殖民上参考となることはすべて学んでこい」²⁵⁾というものであったという。「アメリカ合衆国の農業土地問題および経済事情について調査」し、北海道開拓の参考にしようとするきわめて政策的意図の濃い研究であった。

この論文の章別編成は、序章を含めて4章に分かれている。

「序章」では公有地のアメリカ史における重要性やイギリス、ドイツなど各国の土地問題の性格とその解決の特殊性について、比較検討している。

「第1章 公有地の形成 Formation of the Public Domain」は、合衆国において公有地が成立する過程について検討したものである。西部領域に対する請求権を主張する諸州とメリーランド州をはじめとする請求権を持たない諸州の対立抗争を経て、最終的には請求権を放棄しその権利を連邦政府に譲渡することによって、公有地が成立するのであるが、その後、ルイジアナ購入、フロリダ「購入」、テキサス「併合」、メキシコ「譲渡」とガズデン購入、アラスカ購入によって、合衆国の領土が拡大していくにしたがって公有地面積も拡大していった。

「第2章 公有地の管理 Administration of the Public Domain」は、公有地の測量法や処分の一般的な原則などを定めた1787年制定の「北西部条例」の制定過程やその内容、また測量、処分など公有地の管理を担うものとしての連邦土地局の開設と連邦土地局長官の権限に関して検討したものである。後年、佐藤はこの「北西部条例」はアメリカの歴史上もっとも重要な位置を占めるものだと述べている。

「第3章 合衆国の土地制度 Land System of the United States」は、き

24) Sato, *op. cit.*, p. i.

25) 佐藤昌介・稻田昌植『世界農業史論』(近藤康男編『明治大正農政経済名著集』第20巻) 農山漁村文化協会、昭和51年、11ページ(初版は昭和10年に刊行されている)。

わめて多様な公有地法などに基づいて形成されてきた合衆国 の土地制度について検討したものである。その中で、軍人報奨としての公有地供与、正方形測量法や売却方法、信用制度の分析とともに、ハミルトンの公有地プラン、クレイの分配法案、先買権に対するカルフーンの反対論拠などにも言及している。また、先買権法、土地贈与法、湿地法、等級別土地売買法など各種公有地処分法を検討した上で、ホームステッド法の成立過程について、「自由土地派による扇動」や議会内での議論を含めて検討したものである。

佐藤がこの論文の作成過程で依拠した資料や文献は、註記で窺い知ることができるもののだけでも膨大なものであるが、合衆国の公有地政策史でおもに依拠した資料は、公有地委員会 Public Land Commission のドナルドソンの『公有地史 *The Public Domain*』²⁶⁾であった。この資料は、建国以来の公有地政策史について、各種公有地処分法の制定過程、法律そのもの、実施過程について、膨大な統計をふくめて、アメリカ史上はじめて本格的にまとめられた、総ページ数1343ページにおよぶ公有地委員会の報告書である。この報告書は、合衆国における本格的な公有地政策史研究の出発点をなしたものであり、出版されたのが1884年であり、公有地政策史の研究を始めた佐藤にとって、偶然とはいえないに好運なことであった。

その他、*Journal of Congress* や *American State Paper* などの議会関係資料や *Statute at Large* や *Laws of the United States* などの法律関係資料や *New York Times* などの新聞・雑誌を使用している。

V. 佐藤のアメリカ史像のいくつかの特徴

1. アメリカ公有地の歴史的位置づけ

アメリカの公有地政策史の具体的な検討に先だって、佐藤は「公有地 *The Public Domain*」の歴史的位置づけと併せて各国の土地問題について、アメリカのそれと比較して言及している。

26) Donaldson, Thomas, *The Public Domain, Its History, with Statistics*, Washington : Government Printing Office, 1884.

「歴史は、土地の共同体的所有から私的所有への、平等な分割から不平等な分割への展開を示している」(p. 10 : 以下、佐藤の論文からの引用に限って本文中にページ数のみ表示することとする)としたうえで、佐藤は、アメリカの公有地法について、その精神の点であるいはその原則といつてもよいが、古代ローマの土地法のうちに何らかの類似性を見いだす。

たとえば、ローマ市民は法律にしたがって公有地を占有する権利をもっており、ローマ人にとって市民権は公有地における特權の享受に必要な資格であったが、それは合衆国においても今日そうであって、「先買権およびホームステッド申請が外国人に許されるのは、彼らが合衆国市民になることを宣誓するという条件の下においてのみであること」(p. 11) と類似している、と。

また、ローマの土地法は「約350エイカの土地を所有し、100頭以上の大家畜、あるいは500頭以上の小家畜の放牧を何人にも禁じた」が、それは「合衆国の入植法の精神が公有地を小土地所有に分割する方向に向かっている」(p. 11) ことと類似している、と。

さらに、古代ゲルマンの自由私有地制度が「公有地から自由で独立のホーム

27) Adams, Herbert Baxter, "Germanic Origins of New England Towns", *Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science*, 1883. アダムズは「科学的」歴史学の中心人物の一人で、アメリカ歴史学協会設立の推進役でもあった。多くの「科学的」歴史家たちがそうであったように、アダムズもドイツの大学で訓練され、ヨーロッパで原型がつくられたゼミナールを発展させた。このゼミナールでの研究成果が、佐藤の学位論文を含めて、1882年に創刊された『ジョンズ・ホプキンズ大学歴史学・政治学研究叢書』*Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science* に次々と発表されたが、そのことによってこの叢書の編集者であったアダムズは「専門的歴史学の父」と称されることとなった。Cf. Gressley, G. M., "The Turner Thesis – a Problem in Historiography", *Agricultural History*, vol.32, no.4, Oct. 1958. なお、後の第28代大統領ウッドロウ・ wilson Woodrow Wilson も1883年にこの大学に入学し、アダムズ教授やイーリ Ely, Richard T. 教授について政治学や歴史学の研究に従事していた。wilsonは論文 *Congressional Government* を、佐藤の1年前の1885年に *Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science* に発表し、佐藤と同じ年1886年に学位を取得している。

ところで、ターナー Turner, Frederick Jackson も、ウィスコンシン大学修士ノ

ステッドを分出するやり方で再生した」(p. 12) と主張する。

これらの議論の展開の仕方には、佐藤自身「現代の公有地法の胚芽 a germ of modern public-land laws」(p. 10) という表現を使用しているが、当時のアメリカの歴史学界で一つの有力な見解となっていた「胚芽理論 germ theory」のきわめて強い影響をみてとることができる。周知のとおり、この「胚芽理論」あるいは「チュートン仮説 Tuetonic hypothesis」は、佐藤の指導教授アダムズ Adams, Herbert Baxter によって主張されたものである。その要点は、合衆国はイギリスからもたらされたチュートンの「胚芽」の受取人であり、それはこれらの「胚芽」がアングロ・サクソンによってゲルマンの岸からイギリスにもたらされたのと同じようなものだということ、またこれらの「胚芽」は、ニュー・イングランドのタウンの民主的制度やニュー・イングランド諸州政体の民主的要素を生み出し、それは結局合衆国憲法に結実するというかたちで、花開くことになる、というものである²⁹。

佐藤は、さらにアメリカの土地問題との比較でドイツ、イングランド、アイルランドの土地問題に言及し、十分な根拠を示してのことではないが、それについて次のような簡単な評価を行っている。

「アメリカの土地問題 agrarian problems はローマ共和制の農業史にばかり

29 課程を修了後1888年から1年間ジョンズ・ホプキンズ大学に籍をおき、ここで歴史学に対する展望を広げ、あの「フロンティア理論」の形成に必要な理論を得たといわれている（渡辺、前掲書、29ページ）。ターナーは、1889年、論文 *The Character and Influence of the Indian Trade in Wisconsin: A Study of the Trading Post as an Institution* を執筆しているが、1891年この論文で学位を授与され、*Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science*, 9th Series, 1891として公刊された。ターナーの歴史理論形成にとって、ジョンズ・ホプキンズ大学時代がもっていた意味、特にアダムズ教授や下宿を同じくしていたウイルソンとの交流についてはこれまで研究されてきたが、これまで佐藤とターナーとの関係は全く検討されてこなかった。確かに、佐藤とターナーとの間には直接的な接触はなかったとしても、同じ大学で研究し2年前に書かれた西部公有地政策史に関する日本人留学生のこの論文を、同じく西部のアメリカ史における重要な位置に関心を寄せていたターナーが読み、間接的な影響を得たこともあったのではないか。

でなく、ドイツ、イングランド、アイルランドの経済史にもその歴史的類似性をもっている。宗教改革とドイツ農民戦争によって未解決のまま残されていたドイツの土地問題は、シュタイン男爵とその後継者の改革においてその最終的な解決を見いだした。イギリスにおいては、アイルランド土地法（これは現代ではもっともラディカルな土地法である）の成立にもかかわらず、土地問題は「いまだ未解決である」（p. i），と。

プロシアにおけるシュタイン＝ハルデンブルグ改革が、ドイツの土地問題について「最終的な解決を見いだした」という評価はさておき、1881年のアイルランド土地法を「現代におけるもっともラディカルな土地法」ととらえたうえで、その成立にもかかわらず、イギリスにおける「土地問題はいまだ未解決である」という評価は、きわめて直感的であるとはいえ、現在の研究水準に照らしても的確なものであるといってよい。当時、「深刻化する農業不況下に、土地戦争と呼ばれる空前の規模の土地闘争がアイルランドのイギリスからの自治・独立を求める闘争とからみあう形で勃発し、イギリス政府はそれへの対応を急いで求められていた」²⁸⁾のだが、そのなかで自作農創設の方策が提起されているが、それはあくまでも「大土地所有制の廃絶にも結果しかねない危機的状況」のなかで「テナントの中の特定層を土地所有の側にひきつけ、既存の大土地所有の安全弁＝支柱を補強」し「土地所有危機を開拓する方策として」²⁹⁾提起されたものであった。

当時、ヘンリー・ジョージに象徴されるようにアメリカの土地問題がアイル

28) 本多三郎「19世紀後半アイルランド土地問題（3・完）」『大阪経大論集』第190号、1989年7月、66ページ。

29) 同、71ページ。

30) ヘンリー・ジョージの『アイルランドの土地問題』が出版されたのは、1881年のことである。

また、『進歩と貧困』George, Henry, *Progress and Poverty, An Inquiry into the Cause of Industrial Depressions and of Increase of Want with Increase of Wealth*, 1880は、1877年8月から1879年3月のあいだに書かれ、1879年秋に著者版として出版され、1880年1月アップルトン社版として出版された（ヘンリー・ジョージ／山崎義三郎訳『進歩と貧困』日本経済評論社、1991年、viiiページ、420ページ）。

ランド土地問題とパラレルに論じられていたこと³⁰⁾、佐藤がアメリカ留学を誘い、佐藤に続いてジョンズ・ホプキンズ大学で研究することになった新渡戸にヘンリー・ジョージの著作『進歩と貧困 *Progress and Poverty*』を送っており、佐藤がヘンリー・ジョージの見解に強い共感をもっていたと推定されること³¹⁾、また「ホームステッド法がこの国アメリカで唯一の入植法 settlement law になり、公有地が『実際の入植者 *actual settlers*』の利用のために連邦政府に返還されるまで、土地改革は前進し続けるであろう」(p. ii) という佐藤の立場からすると、上記の評価は当然の評価ではある。

ただ、佐藤のこの学位論文のなかで、ヘンリー・ジョージにもその著作にもまったく言及されていないのは奇妙といえば奇妙ではある。

2. 公有地と国民生活

アメリカの国民の生活における、さらにアメリカ史における公有地の重要な位置について、佐藤はどのように考えていたのか、やや長いが引用しよう。

「1. 公有地は独立革命時から最近の南北戦争まで退役した軍人の報奨とし

31) 新渡戸は、佐藤から『進歩と貧困』を送ってもらい、アメリカ留学を決意することになった事情について、後年『帰雁の芦』のなかで次のように述べている。「其頃在米の友人（佐藤昌介のこと）からヘンリー・ジョージの『進歩と貧窮』（プログレス・アンド・ポバティー）の1冊を送って呉れた。ひらいてみると興味津々、手放す事が出来ない程であった。この書物が出版されて八年目で外山教授が見たことがないのに、ヨーロッパの各国語に翻訳されているのに、日本唯一の大学に未着なことを発見し、日本の学会は八年は遅れていると思った。……こんな処に学問したなら最高位に達しても、鳥なきの里の蝙蝠にすぎない。……いやしくも學に志す以上は、自分の知識發展、心の修養、人として己に羞ぢず、地に低くとも天に高く、人に卑しめらるるも神に愛せられんには、第一己を磨かざるべからず、それには広い世界に出なければ唯々遅れるのみと思ひ定めたが、洋行直接の動機であった」（蝦名、前掲書、41~42ページ）。なお、新渡戸は、"The Intercourse between the United States and Japan : a Historical Sketch" と題する論文で1891年にジョンズ・ホプキンズ大学から学位を取得し、この論文は佐藤、ウィルソン、ターナーと同じく *Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science* に発表された。

て用いられた。

2. 公有地はかつて歳入の重要な一源泉であり、国家財政の基盤を形づくった。
3. 公有地および外交は、国家の諸事件にしばしばかかわっていた。外国からの領土の購入や国境紛争に関する交渉は、リヴィングストン、ピンキー、モンローやその他の外交を呼び起こした。
4. 公有地の測量と管理は、二人のもっとも著名な政治家、ジェファソンとハミルトンによって開始された。ジェファソンは1784年連合会議において、議長として『正方形方式』として知られている現在の測量法の基礎を提供したし、ハミルトンは財務長官として1790年に現在の公有地管理法の基礎を提供した。
5. 公有地は、内陸開発 Internal Improvement を実行するための手段であった。運河、道路、堤防などが公有地供与の刺激の下で建設された。
6. 合衆国における教育の振興は公有地と密接に関わっていた。1787年の北西部条例は、教育の重要性を認識していた。農工大学の設立と維持を援助するために、州立大学や公立学校の場合と同様に公有地が供与された。
7. 公有地は交通問題に大きな影響を与えた。公有地がなかったならば、現在この国の幹線を形成している諸鉄道——たとえばセントラル・パシフィックやユニオン・パシフィック鉄道——は、これほど早急には建設することができなかつたであろう。ゆゆしい濫用があったかもしれないが、しかし交通の便宜から生ずる利益は否定しえない。
8. 公有地の鉱物資源はアメリカの国民的富の重要な一部を形成する。カリフォルニアでの金の発見は、世界経済において一つの画期をしるす。したがって鉱山法は国家に対して大きな社会的影響力をもつ。
9. 外国人地主制、私的土地区画整理、土地訴訟は、すべて多かれ少なかれ公有地と関わっている。
10. 最後に、公有地の移民に対する関係は重要な経済問題を暗示する。『住民のいないところに州はない』は外国人移民を奨励する際の政治

家の政治的標語であった。自由な家庭と自由な制度、自由な労働と自由な土地は大いなる西部の資源の開発のための最良の資本である。」

(pp. 20-21)

軍人報奨、歳入あるいは国家財政、外交、内陸開発、交通、教育、鉱物資源、移民など、アメリカ史を彩る主なキー・ワードのいくつかがことごとく公有地とかかわっていることを佐藤は的確にとらえていることがわかる。アメリカ公有地の歴史はそのままアメリカの歴史だといっても過言ではないのであって、北海道開拓のための政策的目的がその背景にあったとはいえ、土地問題からアメリカ研究にアプローチしたことは、日本人のアメリカ理解が往々にして陥りがちな理念先行型ではなく、佐藤の地に足をつけたアメリカ史理解やアメリカ社会理解を可能にした、といってよいだろう。

3. ホームステッド法の評価

論文末尾近くの「ホームステッド法への称賛」と題した項のなかで、佐藤はホームステッド法に対する手放しの礼賛を肯定的に引用している。たとえば、公有地委員会の報告書からの引用は次のようなものであった。

「合衆国が最初の公有地を獲得してからの100年間のうちに、ホームステッド法は公有地の入植のための法制化の集中された賢明さとして存在する。それは連邦政府を保護し、州を家庭で満たし、コミュニティを建設し、土地所有権を小区域でその占有者に与えることによって社会的市民的騒動の機会を少なくする。それはどの国の制度からも模写したものではなかった。それは、はじめから明確にアメリカ的であった」(p. 177)。

さらに「著名な土地問題の法律家」コップ氏の『アメリカ入植者へのガイド』に書かれた次の文をも引用している。「ホームステッド法と地方官吏に対する少額の手数料の支払いを承諾すれば $1/4$ セクションの連邦公有地の所有権を確保できる。彼らの家族の生計を維持するのは困難だと考えている他の労働者は、ここでは数年間の聰明な勤勉とたゆまぬ僕約によって、富、社会的権利と政治的名誉を獲得することができる」(p. 178)。

そのうえで佐藤は、「西部地域の開拓を進めるにあたって、ホームステッド法の持っている価値はどんなに評価しても評価し過ぎることはできない。それは、公有地が存続する限り合衆国の土地法として残ることであろう」(p. 178)と述べ、また先にも引いたように「ホームステッド法がこの国アメリカで唯一の入植法 settlement law になり、公有地が『実際の入植者 actual settlers』の利用のために連邦政府に返還されるまで、土地改革は前進し続けるであろう」(p. ii) と述べ、ホームステッド法に対して高い評価を与えている。

この立場は、それから50年後の佐藤晩年の昭和10（1935）年に出版された『世界農業史論』においても維持されている。「宅田法〔Homestead Act〕に対して佐藤がつけた訳語——筆者〕とは、……未開地の無償付与法にして、五ヶ年現住の後には其所有権を与ふる事を定めたものである。此法律はアメリカの国領未開地〔国領地とは、同じく Public Domain の訳語〕を処理するに当て、最も堅実且つ有効なる法律にして、現今にては殆ど唯一の実行法律である。」「現今の法律にては、宅田法のみ重視され、今日に至る迄移民の過半は西部諸州に行き、宅田法に依て農業を経営し、財産を造れるものが多いのである。」

「国領地は国家の重要な宝庫にして、之を開発して其利源を開くためには、移住民は国籍の如何を問はず之に帰化を許し、以て其国民たることを得させめたのである。然る時は、土地の如きは無償を以て交付するも、何等アメリカ政府の財源を枯渇せしむる事なく、寧ろ開発に依て国家の富は増進するのである」³²⁾、と。

4. 土地問題と労働運動

佐藤は、1884年秋にこの学位論文の執筆に着手しているのだが、それ以降「土地問題は着実に連邦政府の改革諸法案の中で主要な地位を占めるようになつていった。……政治家や新聞は、ともに土地問題に関心をもつた。この数年間、労働新聞は、それについて世論を喚起している」(p. i) と述べたうえで、土地問題において果たした労働運動の役割を強調する。たとえば「ホームステッド

32) 佐藤・稲田、前掲書、350～351ページ。

法および土地問題についての最近の扇動は労働者党の結成とともに1825年頃始まったアメリカ労働運動の所産であったということは、きわめて重要なことである。この政党の主な土地要求 *agrarian demands* は結果として土地諸法に結実した」(p. i)。

当時の世論のありようを「アメリカにおいては、ごく普通の人々でさえ、合衆国の土地管理におけるゆゆしい濫用に今や気づいているし、その改革を要求している」(p. ii) という形で認識しながら、土地改革に関わる労働運動の、なかでも労働騎士団に注目し、労働騎士団のオハイオ州クリーブランド大会における次に掲げるような土地改革決議を「時代の趨勢を示すもの」(p. ii) として、引用している。

- 「(1) 公有地は実際の入植者 *actual settlers* にのみ留保されることを要求する。
- (2) 個人または法人によって所有されている160エイカを越える土地で、耕作されていない全ての土地は、耕作されている土地と同じようにその全価値に課税されるべきことを要求する。
- (3) 供与条件にそわない全ての土地の速やかな没収を要求する。
- (4) 供与条件にそう全ての土地に直ちに登記書 *patent* が発行され、耕作されているものとして（実際には耕作されていないとしても）課税されるべきことを要求する。
- (5) 公有地から全ての柵 *fence* の撤去を要求する。
- (6) 1890年以降、連邦政府は、現在外国人によって所有されている全ての土地を評価額で購入することによって所有権を得ることを要求する。
- (7) 1886年以降、外国人が土地所有権 *land title* を獲得することを禁止すべきことを要求する。」(p. ii)

しかも佐藤は、「これらの要求は、私には極端なものとも過激なものとも思われない。逆にこれらは、民衆の思いの反映 *an echo of popular sentiment* に過ぎないのである」(p. ii) とし、労働騎士団の主張に強い共感を示している。

労働運動、とりわけ労働騎士団に対するこの高い評価は、アダムズ教授とともに、佐藤がボルティモア大学で指導を受けた新進気鋭の経済学者イーリ Ely, Richard T. 教授の影響があったのかもしれない。イーリは、1886年に著書『アメリカの労働運動 *Labor Movement in America*』のなかで、労働騎士団について「現代の、最も有力で、最も注目すべき労働者組織であり、……真に科学的な原理にもとづいている。それは、産業の進歩の性格についての直観的な認識、経済社会の法則にかんするすばらしい知識のいづれかをふくんでいる」³³⁾と述べている。

1869年、フィラデルフィアの衣服製造業者スティヴァンス Stephens, Uriah S. とその仲間6人で組織された労働騎士団は、80年代に入って急速に成長し、この学位論文が出版された年1886年にはその絶頂期を迎えていた。フォーナー Foner, Philip S. は、古典的著作『アメリカ合衆国労働運動史 *History of the Labor Movement in the United States*』のなかで、労働騎士団の急成長ぶりについて次のように述べている。「1878年、騎士団には9,287人の団員がいた。1879年、20,151人；1880年、28,136人；1883年には、51,914人いた。その最盛期の1885－1886年には60万人以上が加入していた」³⁴⁾と。しかし、この組織の最盛期の1886年は、またその急速な衰退の端緒でもあった³⁵⁾のだが。

ともあれ、その最盛期を迎えていた労働騎士団の運動について、特にその土地改革の要求に佐藤が共感していたことがわかる。

33) ハロルド・U・フォーカー／小原敬士訳『アメリカ経済史』至誠堂、1969年、592～593ページ。

34) Foner, Philip S., *History of the Labor Movement in the United States, Vol.1, From Colonial Times to the Founding of the American Federation of Labor*, 1947(Fourth Printing, 1972), p.509.

35) 後に「メーデー」となって引き継がれていく8時間労働を要求する全国ストライキ（1886年5月1日）や「シカゴ・ハイマーケット事件」をめぐる組織内対立が労働騎士団の威信の急速な低下のきっかけになったといわれている。Ibid., Vol.2, *From the Founding of the American Federation of Labor to the Emergence of American Imperialism*, Chapter 11, The Decline of the Knights of Labor 参照。

5. 土地政策の展望

佐藤は、この学位論文の結論にあたる部分において、80年代半ばの時点で直面している土地問題の性格と解決の方向について、つまり土地政策の展望についてまとめている。

「まだ売却されずに残されている各種の利用可能な土地は、アラスカを除いて、総計で6億4千万エイカ以上にのぼる。これは、公有地の獲得から1883年までに処分された全土地面積より2千万エイカほど多い。国家の利益は、まさに残された公有地の賢明で経済的で思慮分別ある管理を要求している」(p.180)。だが、「公有地の賢明で経済的で思慮分別ある管理」の実現は、「悪徳土地略奪者によって大いに悪用されている現行の土地法を、他の何よりも先に改革することなしには不可能である」(p. 180)。さきに述べた労働騎士団の決議にもあったように「実際の入植者のために公有地を留保」するためには、何よりも先に現行土地法の改革が必要であると、佐藤は考えていたことがわかる。

また、広大な公有地が鉄道に無償供与された問題について、このことが未開拓な西部での鉄道建設を可能にしたという点で一定の評価を与えるながら、1億5500万エイカとされていた鉄道供与地見積面積のうち、この時点でなお未登記の土地が1億エイカにのぼり小農民による土地取得を妨げていることを問題にしている。これらの土地は、「供与の際に要求されていたさまざまな条件の未達成の故に、また正直な入植者たちの利益のためにも、連邦政府によって奪回されるべきである」と佐藤は主張する。

「公有地は広大であり、それに関連する法律は非常に複雑で、土地法の誠実な管理について多くの障害、たとえば土地略奪者や家畜王のような障害がありすぎると考える人もいるけれども、私の考えでは、合衆国における土地管理をめぐる現在の問題は、きわめて単純なものである」(p. 181) と述べ、土地政策の今後の展望について、次のような言葉で締めくくっている。「将来の公有地管理政策を明確に示すために、二つの言葉だけで十分であろう。その二つの言葉とは、改革 REFORM と奪回 RECOVERY —— 法的濫用の改革と公有地の鉄道会社からの奪回 —— である」(p. 181), と。

しかし、その後の実態は、法的濫用の改革も公有地の鉄道会社からの奪回も、

一部を除いてほとんど実現しなかったことを示しているし、鉄道供与地の場合は奪回というよりもむしろこれ以降、とりわけ90年代に広大な公有地が鉄道会社によって取得されるのである³⁶⁾。

以上、学位論文にあらわれた限りでの佐藤のアメリカ史像について検討してきたが、ここで検討されているアメリカ史の「事実」については、いまの時点でも学ぶべきものはほとんどないが、その事実を佐藤がどういうものとして理解していたかが問題であり、その点でいえば、類型的各國理解に目を曇らされていない分、事実について正確に理解することが可能であった、といってよいのではないか。

6. 佐藤の限界

佐藤のアメリカ公有地史についてあえて問題点を指摘すれば、制度史的な検討に終わっていて、各種土地法の実施過程の分析が行われていないことである。当時の研究水準、資料的制約や制度史に研究指導の重点をおいていたアダムズ教授の影響という点を考慮すれば、やむを得ないことなのかもしれないのだが。

そのことと関連するのだが、「インディアン」に対する言及がまったくないことも一つの特徴といえるだろう。

「インディアン問題」をめぐる19世紀末の時期は、軍事的征服の遂行、そして「インディアン」の抵抗の終わり、白人市民のあいだでの「インディアン問題」への人道主義的な関心の増大、ドーズ法の制定と施行³⁷⁾によって特徴づけられるが、なかでも佐藤がアメリカに留学していた1880年代は特にその特徴が際立った時期であった。

「先住民の抵抗の正しさを指摘し、白人の非道ぶりを告発したヘレン・H・

36) *Report of the Public Land Commission, Senate Documents, No.189, 58th Congress, 3rd Session(1905)*, p.143. なお、拙稿「1852年連邦議会における西部公有地問題・序」『高知論叢』第18号（1983年12月）132～134ページを併せて参照されたい。公有地の鉄道会社からの没収については、Ellis, David Maldwyn, "The Forfeiture of Railroad Land Grants, 1867-1894", *The Mississippi Valley Historical Review*, Vol.33, No.1, June, 1946

37) 清水知久『米国先住民の歴史』明石書店、1986年、103ページ。

ジャクソンの著作『恥辱の一世纪』が発行された³⁸⁾のは、1881年であり、頑強に抵抗を続けたジェロニモが降伏したのが1886年のことであった。さらに、土地問題についていえば、「一般土地割当法」、いわゆるドーズ法が制定されるのは1887年のことであり、この学位論文の執筆中にも「インディアン」の指定居住地における土地所有の問題をめぐって連邦議会内でも議論が行われていたはずである。それにもかかわらず、この論文の中で佐藤は「インディアン」に関してまったく言及していないのは奇妙ではある。佐藤がアメリカ社会の動きにあまり関心を示さないような「非社会的な」人間であるのならこのことは必ずしも不思議ではないとしても、さきに述べたことでも明らかのように、佐藤が当時の労働運動、土地問題に関する世論に非常に敏感に反応する感性を持っていたことを考え併せるとそれは一層奇妙である。

アメリカの公有地問題、あるいはもう少し広くアメリカの土地問題を考察する際、その前提となる西部の土地が「無主地」で「自由な土地」だったのでは決してなく、先住者である「インディアン」を追い出し、彼らから奪取したものであったことを「忘却」するとき、それは北海道開拓において先住者である「アイヌ」を追い出し、彼らから土地を奪取していくことを「忘却」することと、いわばパラレルな関係にあったといってよいだろう。ここに佐藤の北海道開拓における「アイヌ問題」についての無関心が示されている。

VII. むすびにかえて

佐藤のアメリカ理解は、亀井の分類を借りれば、アメリカ社会のありようや政治的な状況について、そのものとして受け入れるという意味で、理念先行型の「さすがアメリカ」でも「これでもアメリカか」でもなく、いわば「ライフとしてのアメリカ」の系列につながるものとしてよいであろう。さらに、その後のアメリカ研究のなかで一定の地歩を築いた比較経済史学の類型的アメリカ理解からも自由であった。

38) 清水、前掲書、106ページ。

これまで佐藤のアメリカ論は取り上げられることがほとんどなかったといってよいが、日本人による一連のアメリカ論のなかに正当に位置づけられる必要があるのではないか。

本稿は文字どおり覚え書きあるいは習作の域を一步もでるものではないが、帰国後の佐藤が北海道開拓の政策過程に深くかかわっていくなかで、このアメリカ史像がどのような意味をもっていたのか、もふくめて、別稿にて再論するつもりである。

(なお、この研究は、昭和63年度教育研究学内特別経費の配分を受けた研究「日本におけるアメリカ観の変遷——アメリカ社会像の再構成——」の成果の一部である。)